

令和2年度 教育委員会

(第3回定例会)

開催日 令和2年6月4日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 2 年度 6 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 2 年 6 月 4 日(木)午後 2 時 00 分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6 月議事録：芦澤職務代理、齊藤委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

報告第 4 号

令和 2 年笛吹市議会第 2 回定例会提出議案等について

議案第 4 号

笛吹市新型コロナウイルス感染症に伴う副食費助成事業実施要綱の制定について

議案第 5 号

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱の制定について

議案第 6 号

笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒及び笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付要綱の制定について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 2 年 7 月 2 日(木)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第4号（6月）

笛吹市新型コロナウイルス感染症に
伴う副食費助成事業実施要綱の制定
について

教育総務課

笛吹市告示第 号

笛吹市新型コロナウイルス感染症に伴う副食費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市新型コロナウイルス感染症に伴う副食費助成事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(市が運営する保育所を除く。以下「保育所等」という。)を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保育所等に対し、令和2年6月分から同年11月分の保護者が支払うべき副食に要する費用(以下「副食費」という。)を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特に定めのあるもののほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)において使用する用語の例による。

(助成の対象等)

第3条 市が保育所等に助成する、対象となる副食費は、市内に住所を有する保護者が負担すべき副食費とし、保育所等が定めている副食費の額又は月額4,500円のいずれか少ない額とする。

(助成の請求等)

第4条 前条の規定により、市から副食費の助成を受けようとする保育所等は、保育所等副食費助成申請書兼請求書(様式第1号。以下「請求書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは副食費を助成するものとする。

(不正利得の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により副食費の助成を受けた者があるときは、その者に対し、その助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、副食費の助成に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

議案第5号（6月）

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱の制定について

学校教育課

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う家計への影響等を考慮し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定めることにより児童生徒の健全な育成を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準じるものとして市長が認める者をいう。
- (3) 対象校 笛吹市学校設置条例（平成16年笛吹市条例第93号）に定める小学校、中学校をいう。

(対象者)

第3条 学校給食費の無償措置の対象となる保護者（以下「保護者」という）は、対象校に通学している児童生徒の保護者とする。

(非対象者)

第4条 次に掲げる者（以下「非対象者」という）は前条の対象者から除外するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第114号）第13条の規定による教育扶助を受けている保護者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、学校給食費に係る援助等を受けている保護者
- （無償措置の対象となる期間）

第5条 児童生徒の学校給食費に係る無償期間は令和2年6月1日から令和2年11月30日までの期間とする。

(無償措置の対象となる学校給食費の額)

第6条 児童生徒1人当たりの学校給食費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童の場合 前条の期間中に食した回数に1食あたり単価290円を乗じた額とする。

(2) 生徒の場合 前条の期間中に食した回数に1食あたり330円を乗じた額とする。

(非対象者の給食費の納入)

第7条 非対象者の学校給食費に要する額は前条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

議案第6号（6月）

笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒及び笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付要綱の制定について

学校教育課

笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒及び笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う家計への影響等を考慮し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、笛吹市立小中学校に在学し、食物アレルギー対応のため弁当を持参している児童生徒の保護者及び笛吹市立学校以外の小中学校、義務教育諸学校に在籍する児童生徒の給食費に要する経費に対し補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則（平成16年笛吹市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準じる者として市長が認める者をいう。
- (2) 笛吹市在住者 笛吹市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (3) 給食等 食物アレルギーのため学校給食の提供を受ける代わりに児童生徒が持参する弁当及び学校給食法第3条第1項に規定する学校給食、もしくは学校給食の提供のない学校で食する昼食弁当をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費及び前号に規定する弁当に係る費用をいう。
- (5) 義務教育諸学校 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 笛吹市立小中学校に在学し、食物アレルギーのため学校給食の提供を受ける代わりに弁当を持参することを校長（対象児童生徒の在学する学校の校長をいう。）に認められた児童生徒の保護者。ただし、給食の一部を

補完する弁当持参（主食又は副食のみ）の場合は対象外とする。

- (2) 笛吹市在住者であって、笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校に在学する児童生徒であり、かつ、学校給食費を負担する保護者。
- (3) 笛吹市在住者であって、笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校に在学する児童生徒であり、かつ、学校給食の提供のない場合の昼食を持参させる保護者とする。

（補助の対象期間）

第4条 補助金の対象となる期間は令和2年6月1日から令和2年11月30日までの期間とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国、笛吹市若しくはその他の地方公共団体から給食等に係る費用の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助、補助又は援助の金額を補助金の額から差し引くものとする。

- (1) 食物アレルギーのため弁当を持参する児童生徒の保護者 当該児童生徒が学校給食の代わりに持参した弁当を食した回数に小学校は290円、中学校は330円を乗じて得た額とする。
- (2) 笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校に在学する児童生徒の保護者 児童生徒が在学する学校の給食費日額にそれぞれ学校給食を受けた日数を乗じて得た額とする。ただし、1食当たりの金額の上限は小学校、義務教育学校特別支援学校の小学部は290円、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部は330円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費等補助金交付申請書（様式第1-1号）又は笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校に在籍する児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付申請書（様式第1-2号）に次に掲げる書類のいずれかを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 食物アレルギーによる弁当持参回数表（様式第2-1号）

(2) 給食支払い状況表（様式第2-2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うものとする。

(1) 補助対象者でなくなった場合 第4条に定める当該期間中の最後に学校給食又は弁当を食した日から30日以内

(2) 前号以外の場合 第4条に定める当該期間の終了後30日以内

（補助金の交付決定）

第7条 市長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費等補助金交付決定通知書（様式第3-1号）又は笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付決定通知書（様式第3-2号）により通知するものとする。

2 市長は前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の変更）

第8条 保護者は前条の交付決定後、第6条に規定する内容に変更が生じた場合、笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費等補助金交付変更申請書（様式第4-1号）又は笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付変更申請書（様式第4-2号）により承認を受けなければならない。

2 市長は前項の変更申請が提出された場合、補助金等の交付決定の内容もしくはこれに付した条件等の全部又は一部を変更することができる。この場合、笛吹市食物アレルギーを有する児童生徒の給食費等補助金変更交付決定通知書（様式第5-1号）又は笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付変更決定通知書（様式第5-2号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 第7条もしくは第8条の規定による決定通知を受けた保護者は笛吹市

食物アレルギーを有する児童生徒の給食費等補助金交付請求書（様式第 6-1 号）又は笛吹市立小中学校以外の小中学校、義務教育諸学校の児童生徒の学校給食費等に対する補助金交付請求書（様式第 6-2 号）に掲げる書類のいずれかを添えて市長に提出するものとする。

- （１） 食物アレルギーによる弁当持参回数確認書（様式第 7-1 号）
- （２） 給食支払い状況確認書（様式第 7-2 号）
- （３） その他市長が必要と認める書類

2 請求は精算払いとし、全期間を一括して請求するものとする。ただし、前期と後期に分けて請求することもできる。この場合前期分の請求は令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの期間、後期分の請求は令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までの期間とする。

3 前項の請求書の提出は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までにを行うものとする。

（１） 補助対象者でなくなった場合 第 4 条に定める当該期間中の最後に学校給食又は弁当を食した日から 30 日以内

（２） 前号以外の場合 当該期間の終了後 30 日以内

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、保護者から請求を受けたときは、当該金額を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 11 条 市長は保護者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、交付を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

なされた手続については、同日後もなおその効力を有する。